

令和8年度（2026年度）学校いじめ防止基本方針

宝塚市立安倉北小学校

はじめに

本校は、人間尊重の精神を教育の基盤にし、「心豊かでたくましく生きる子の育成」を学校教育目標として、「共に生きる子」「自ら考え学ぶ子」「やり抜く子」「元気な子」の育成に向けた教育活動に取り組んでいる。また、保護者や地域と連携を図り、学校と家庭、地域がそれぞれの役割を踏まえながら、児童の健全な成長を目指している。

2013年にいじめ防止対策推進法が制定され、その第13条に学校のいじめ防止基本方針策定が義務付けられた。いじめ防止等のための対策については、推進法の施行状況などを勘案し、2017年に、国と県がいじめ防止基本方針をそれぞれ改定し、宝塚市も、国等の改定にあわせ、基本方針が見直され、「子どもが主体的に参加する学校づくり」を目指していじめ防止等に取り組むことを基本理念とされている。そこで本校でも、いじめの早期発見及びいじめへの対処についての対策を総合的かつ効果的に推進するため、本基本方針を改定する。

1 基本的な考え方

- ① いじめは全ての児童に起こり得るものであることを全教職員が認識し、本校の最重要課題の一つとして位置づけ、決して一人の教職員が抱え込むことなく、学校全体で取り組む。
- ② 「いじめは絶対に許されない」という考えを、あらゆる教育活動を通して、全ての児童に理解させなければならない。その際、児童も巻き込んだ活動とする。
- ③ 保護者、地域の人たちの力を借りながら、学校を取り巻くコミュニティ全体でいじめ問題に取り組む体制を構築する。

2 いじめの定義

本方針において「いじめ」とは、以下のようにとらえる。

「本校に在籍する児童に対して、一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」

具体的には、次のような態様が考えられる。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- SNS等で、誹謗中傷など嫌なことをされる

3 いじめの認知に関する考え方

いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童の立場に立ち、いじめを広く捉え、その上で情報共有と組織対応を行っていく。いじめの認知については、初期段階のいじめであっても学校が組織として積極的に認知し、解決につなげることが重要であり、いじめの認知件数が多いことは、学校の目が児童に行き届いていることの証であり、肯定的に評価しなければならない。

4 いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、国の基本方針が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

5 いじめ防止等のための組織の設置

学校は、いじめ防止等に関する事項を実効的に行うため、常設の組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

いじめ防止委員会の構成員は、校長、教頭、生活指導担当教諭、養護教諭、各学年団から1名とする。また、個々のいじめ事案の対処等にあたっては、関係の深い教職員を追加する。さらに必要に応じ、市教育委員会指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家の参加により、より実効的ないじめ問題の解決に資する体制とする。

資料 1

(2) 役割

いじめ防止対策委員会は、次の役割を担う。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善の中核
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核
- 学校基本方針の内容検討
- 校内研修の企画及び運営
- 保護者や地域との連携、情報の提供
- いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態の調査を学校が行う場合の組織（ただし、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて対応）

6 いじめ防止等の対応に係る年間計画の策定

いじめ防止等のための取組、早期発見、校内研修等についての内容を、年間を通した計画を策定する。計画策定や内容の実施にあたっては、P(計画)D(実施)C(検証)A(改善)サイクルの中で、よりよいものに見直していく。

資料2

7 教職員研修

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしてくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気重要である。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高めなければならない。

内容としては、児童一人一人が自己存在感や自己有用感を持ち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学級経営のあり方、またカウンセリングマインドなど児童理解による生活指導のあり方など、多様なものを取り上げる。また、いじめをはじめとする生活指導上の諸問題に関する学校の取組方針、計画、個別の事例研究等による教職員の共通理解を図ることができるようにする。

さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士などの専門家を活用する。

研修は次のことに留意して行う。

○少なくとも年間2回以上行う。

○年間計画に位置付けて行う。

○形骸化することなく、日々の子どもの実態を生活指導委員会、いじめ防止対策委員会で共有し課題として浮き彫りになったことになったことについて研修を行う。

「いじめ防止等の研修」は、必ずしも特定の領域に特化できるものではなく、生活指導をはじめ学級経営、集団づくり、授業づくり、児童理解等々、多様なテーマにおよぶものである。教職員がこれらの研修を「いじめ防止等の研修」として、積極的な意義を見出し、教職員の共通認識や問題意識が形成されるよう行う。

8 児童の主体的な活動

学校全体でいじめ防止に取り組む観点から、児童自らが主体となった活動（児童会活動、学級活動等）の中で、いじめ防止に対する取組を行うよう指導する。例として児童会で話し合い、子どもたちから発信できる機会を持つ。その際、次のような内容が考えられる。

① 「多様性」を認め合える学級や学校とはどのようなものか

② どのようにすれば、いじめが起らない学級・学校づくりができるのか

③ いじめが起こったとき、自分たちの力で解決するにはどのようにしたらよいのか

④ 児童が主役となる活動にするには、具体としてどのような活動が取り上げられるのか

9 家庭や地域との連携

児童を取り巻く多くのおとなが、児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体、学校に関係する人たちとの連携を進め、学校・家庭・地域

が組織的に協働する体制を構築する。

また、学校に設置しているいじめ防止対策委員会を主体として、例えば、保護者や地域の人たちが参画する「宝塚市立安倉北小学校いじめ対応会議」を組織し、いじめ防止等について情報交換や意見交換を行う。その際、保護者や地域の協力を得るためには、日ごろから開かれた学校づくりに努める。

合わせて、学校運営協議会を生かし、まちぐるみで学校を支える体制づくりを進める。

10 いじめの防止

(1) 人権教育の実施

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。このことを児童一人ひとりがしっかりと理解し、互いの人権を尊重する心を育まなければならない。本校では、全ての教育活動の中に常に人権尊重の視点を持ち取り組んでいるが、人権週間における重点的な取組、人権参観を通じた児童の学びと保護者への啓発など、あらゆる機会の中で人権教育を進めていく。

(2) 道徳教育の実施

いじめをしない、させない、許さない、見逃さない態度を育成するにあたっては、児童が生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識を持たせることが必要となる。「新・みんなの道徳」「兵庫県道徳教育副読本」などの教材を活用しながら、道徳教育を計画的に進めていく。

(3) 体験活動の実施

体験的な活動は児童の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得、仲間意識や自己肯定感を醸成する。3年生の環境体験、5年生の自然学校、6年生の修学旅行をはじめとして、その他多様な体験活動を計画的に進めていく。

(4) いじめの未然防止の取り組み

いじめをしない態度や能力を身につけるとともにいじめが起らない学級・学校づくりが重要である。子どもたちの居場所づくりに努めるとともに、コミュニケーションを重視した学習、特別活動を充実させていく。

11 いじめの早期発見

(1) 定期的なアンケート調査等の実施

「こころとからだのアンケート調査」「いじめに関するアンケート調査」等を、少なくとも学期に1回以上実施し、担任等による面談を通じて、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。アンケートの実施に当たっては、記名、無記名、記入場所、提出方法等、アンケートの内容や児童の実態に応じて配慮する。いじめアンケートの保存期間について、全員分の回答用紙は対象児童が卒業するまでとし、回答を取りまとめた文書は5年間保存する。また、アンケートだけではなく、担任等による面談、臨床心理士によるカウンセリングなども適宜行う。さらに、「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用し、いじめの早期発見に努める。

(2) 教職員と児童との良好な人間関係の構築と相談機能の充実

いじめと疑われる事案があったとき、いじめを受けている児童やその保護者、またいじめを見た児童などから、安心して相談できる教職員であるよう、日ごろから児童をとの良好な関係を構築する。

また、児童や保護者、地域等からのいじめに関する相談を受けるところとして、担任等の教職員、校内の「いじめ防止対策委員会」等が担っているが、この相談体制が適切に機能しているかなどについて定期的に点検するとともに、学校だより、保護者懇談会、PTAの会議、地域の会議などを通じて広く周知する。

12 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した時は、その場ですぐに止めさせる。児童生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。いじめの発見・通報を受けた場合は特定教職員で抱え込まず、すぐに「いじめ防止対策委員会」を開き、情報を提供し、組織的な対応を行う。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

(2) いじめを受けた児童や保護者への支援

まず、いじめを受けた児童から事実関係の聴取を行う。また、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。また、いじめを受けた児童にとって信頼できる友人やおとななどと連携し、児童に寄り添い支援する体制をつくる。いじめを受けた児童が一刻も早く、安心して学校生活を送ることができるよう、全力で取り組む。また、これらの取り組みに際しては、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。

(3) いじめた児童への指導、その保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。聴取した事実関係は、速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、保護者と連携を図った対応を行う。その際、家庭における児童への指導等について必要な助言を行う。

また、場合によっては、いじめた児童に対する別室での指導、学校教育法第11条の規定に基づいた懲戒を行うこともあり得る。その際は、市教育委員会と十分に協議の上で行う。

(4) 周囲の児童への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えること、いじめを止めることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つことを指導する。

また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

いじめは学級全体の問題であることを児童に理解させながら、被害児童と加害児童、周りの児童との関係を修復し、好ましい集団活動ができるよう、集団の一員としての在り方について考えさせる。

13 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめの防止

SNS 等オンライン上によるいじめは、被害が広範囲で長期に及び可能性がある。そのため、日ごろから「授業づくり」「集団づくり」「児童の主体的な活動」等の取組を推進するとともに、情報モラルに関する教育にも取り組む。警察や通信業者等の関係機関の協力を得た「サイバー犯罪防止教室」等の外部講師を招いて学習や、生活指導の中や授業で取り上げるなど、正しい知識と利用についての教育を進める。また、保護者に対しても、携帯電話等の児童生徒の利用は保護者の責任の下で行うことの理解を深め、保護者の責務について周知を図る。

(2) ネットいじめの早期発見

SNS やオンラインゲーム等によるいじめは、閉ざされた人間関係でおとなが見えにくい中で行われることが多く、なかなか発見しにくい。そのため、教職員は児童の些細な人間関係や生活、心情の変化をとらえるため、常にアンテナを高くするよう心掛ける。

(3) ネットいじめへの対処

SNS 等での不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、即座に削除の措置を講じる。名誉棄損やプライバシー侵害があった場合は、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど、教育委員会、警察、法務局などと連携し、必要な措置を講じる。

14 教職員がゆとりをもって児童と向き合う時間の確保

ノー会議デー、定時退勤日の実施、事務作業や会議の効率化等を一層進めるなど、勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりをもって児童と向き合う時間を確保し、一人ひとりの児童の状況や学級集団等の様子を日常的に把握するなど、いじめの防止等に資する体制を整備する。保護者には、教職員の定時退勤日の設定、勤務時間終了後の自動音声電話連絡について周知し、理解と協力を求める。

15 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

本方針において、「重大事態」とは、次のようにとらえる。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上いじめにより欠席した場合

年間30日以上欠席でなくても、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合でも、教育委員会や学校の判断により重大事態ととらえる。

また、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態としてとらえる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した時は、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会が学校で調査をするよう判断した時は、「宝塚市いじめ防止等基本方針」に沿った対応を行う。

16 その他の事項

(1) 参考とするもの

いじめ防止等の対応については、県教育委員会発行の「いじめ対応マニュアル」や市教育委員会発行の「教職員のためのいじめ問題対応マニュアル」を参考にする。

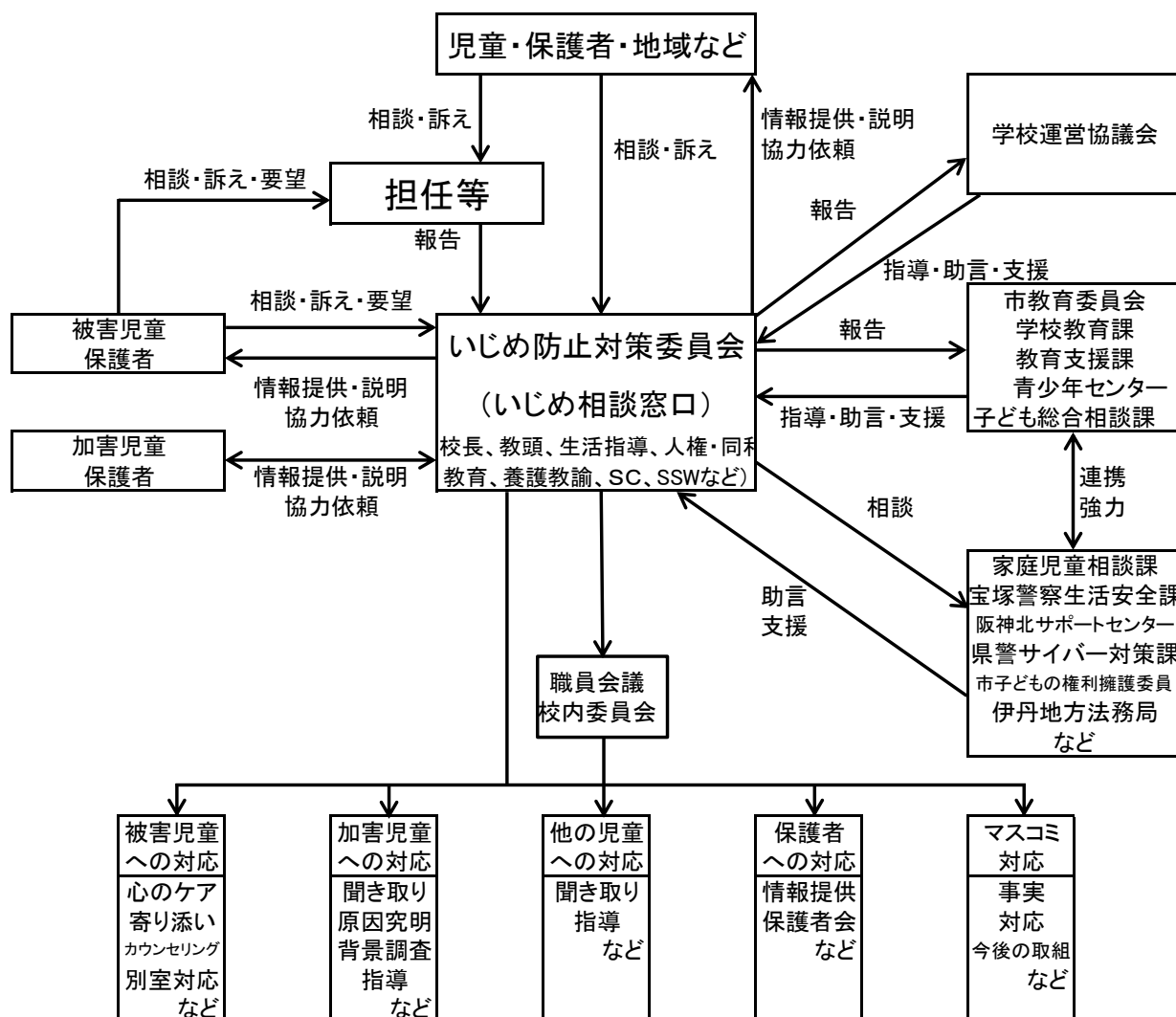
<参考資料>

資料1 校内組織体制・対応

資料2 年間指導計画

I 校内組織体制・対応

資料1



- 被害児童を第一に考えて対応する。
- 対応は迅速かつ組織的に行う。
- 情報提供や説明は、個人のプライバシーに十分配慮する。
- マスコミ対応は、窓口を一本化し、市教育委員会と十分に相談の上行う。
- いじめ解消後も継続的な見守りを行う。

Ⅱ 年間指導計画

資料 2

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
対い 策じ 委め 員防 会止	定例会 ・学校だより ・学校HP	定例会 ・情報交換 ・基本方針策定	定例会 ・情報交換 ・研修会準備 ・年間計画策定	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換 ・点検、改善	定例会 ・情報交換
児 童	1年生を迎える会 委員会活動 始業式講話	全校朝会 こころとからだの アンケート 児童面談	全校朝会 運動会 児童面談	全校朝会 学期の振り返り 終業式講話	人権ポスター 作文・標語等作成 始業式講話	全校朝会 修学旅行 自然学校
教 職 地 域 ・ 保 護 者	関係機関情報共有 学級経営研修会 授業参観・懇談会	関係機関情報共有 自宅確認 教職員研修 学校運営協議会 PTA総会	関係機関情報共有 オープンスクール 学級経営研修会 校区人権学習会 保幼小中特連携会議	カウンセリング・マインド 研修 白書研修会 人権教育研修会 個人懇談	児童理解研修 保幼小中特連携会議	関係機関情報共有 オープンスクール
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対い 策じ 委め 員防 会止	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換 ・点検、改善	定例会 ・情報交換 ・今年度の成果と課題
児 童	全校朝会 人権参観	全校朝会 北小フェスタ いじめアンケート	全校朝会 いじめ防止月間 (児童会) 児童面談 学期の振り返り 終業式講話	全校朝会 図工展 学校アンケート いじめアンケート オープンジョニアハイスクール 始業式講話	全校朝会 アンガー・マネジメント研修 アサーショントレーニング研修 児童面談 委員会活動	全校朝会 6年生を送る会 一年の振り返り 修業式講話
教 職 地 域 ・ 保 護 者	保幼小中特連携会議 関係機関情報共有 市民集会 学校運営協議会	人権教育ブロック研修会 関係機関情報共有	保幼小中特連携会議 個人懇談	白書研修会 関係機関情報共有 オープンスクール 学校アンケート	保幼小中特連携会議 関係機関情報共有 授業参観・懇談 学校評価 学校運営協議会	